

# 鎌倉ケアハートガーデン 指定居宅介護支援

## 重要事項説明書

### 1. 事業者の概要

名称・法人種別	ケアハートガーデン株式会社 営利法人
代表者役職・氏名	代表取締役 伊東 鐘賛
所在地・連絡先等	〒107-0052(本社) 東京都港区赤坂 1-7-1 赤坂榎坂ビル 11F TEL:03-5549-2600

### 2. 事業所の概要

#### (1)所在地等

事業所名	鎌倉ケアハートガーデン
所在地	神奈川県鎌倉市植木624-3
介護保険指定番号	1472103835
管理者・連絡先	永山 朋宏 TEL 0467-42-6731
提供可能サービス	指定居宅介護支援
通常のサービスを提供する地域	<p>■鎌倉市:台、岡本、玉縄、植木、城廻、関谷、小袋谷、大船、高野、岩瀬、今泉、今泉台、梶原、寺分、山崎、上町屋、手広、笛田、常盤(一部)、腰越5丁目、津、西鎌倉、津西</p> <p>■藤沢市:村岡東、弥勒寺(一部)、小塚(一部)、渡内、宮前、高谷、川名(一部)、大鋸、柄沢(一部)</p> <p>■横浜市:影取町、小雀町(東俣野町を除く)、長尾台町、金井町、田谷町のみ</p>
実施している事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域密着型通所介護</li> <li>指定介護認知症対応型通所介護</li> <li>指定介護訪問介護・指定居宅介護支援</li> <li>介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業</li> </ul> (介護予防訪問介護相当及び介護予防通所介護相当)

#### (2)事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	<p>(1)事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう種々の相談に応じ、必要とされる諸サービスが円滑かつ適切に実施されるよう連絡・調整等の援助を行なう。</p> <p>(2)事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、公正中立で総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>(3)利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞき、法にいう「身体的拘束・抑制」を排除し、利用者の個別状況を踏まえた工夫検討に努めるものとする。</p>

(4)営業日および営業時間

営業日	下記の休業日を除く毎日
休業日	土曜日・日曜日 12月29日～1月3日
営業時間	8:30～17:15 (連絡体制は24時間)
緊急連絡先	0467-42-6731

(5)職員体制 運営規定に準ずる。

職種	主な保有資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	1名(兼務)	-	1名
介護支援専門員	介護支援専門員/介護福祉士 介護支援専門員/社会福祉士 介護支援専門員	1名(専従) 1名(兼務)	1名(専従)	3名
備考(兼任の有無等)	管理者は一部兼任			

(令和7年7月1日現在)

(6)従事者の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、指定居宅介護支援の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態にあるご利用者およびそのご家族のご相談を受け、ご利用者がその心身の状況等に応じて、適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

(7)当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	0467-42-6731
担当者	永山 朋宏
事業所においては、複数の事業を行っております 「ケアマネージャーに用事・相談がある」ということを伝えて頂くと助かります	

※ご相談は、ご遠慮なくお寄せください。

### 3. 提供サービスの内容

- (1)総合相談窓口
- (2)保険の申請代行
- (3)訪問相談
- (4)居宅サービス計画の作成

①アセスメント(状況評価・課題分析)

身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面から、要介護状態にあるご利用者の状況を総合的にとらえ、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、指定居宅サービス等が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成いたします。

## ②居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料金等の情報を適正に利用者またはその家族等に対して提供して、サービスの選択を求めます。居宅サービス計画原案の作成後、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとします。

居宅へのご訪問は、原則として1ヶ月に1度とさせていただきますが、その他必要に応じて随時実施致します。

## ③提供サービスのモニタリングと調整

継続的に計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、訪問(連絡)時のサービス状況評価や毎月のサービス提供事業者からの情報をもとに、定期・随時にサービスを調整します。

## (5)担当者会議の開催

サービス提供業者との連携に努め必要に応じて担当者会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。

## (6)各種情報収集と提供(福祉機器及び介護用品の紹介含む)

制度活用の情報や、サービス提供事業者の情報、モニタリング情報の収集に努め、かつ適切な情報提供を行います。

## (7)その他

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があります。病院等には担当する介護支援専門員の氏名や連絡先を伝えてください。

## 4. サービス実施にあたって

事項	内容
被保険者証及び負担割合証の確認について	提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。また保険者の発行する負担割合証も確認させていただきます。要介護認定、住所など変更の場合は速やかにご連絡をお願いします
個人情報使用承諾書 緊急連絡票	提供に先だって、記入や同意を頂くことになります。連絡先電話番号の変更など速やかにご連絡をお願いします 業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密は管理を徹底し、厳守致します 従業者であった者は、退職した後も業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について守秘義務が課せられ、これらの秘密を保持すべき旨の雇用契約を締結致します
調査(課題把握)の方法	弊社ケアプランアセスメントによります
介護職員等への研修実施	年6回 継続研修を実施します
相談場所	ご利用者のご自宅、またはご利用者(またはその家族)が指定される場所 当社の相談室
サービス提供事業所等との連携	サービス提供事業所等との連携を密にし、効率的で総合的なサービス提供となるよう調整に努めます。モニタリング情報として、課題評価と心身の状況について定期及び随時の情報交換に努めます。必要に応じて担当者会議を開催します。
情報の開示	介護サービスの実施(支援経過)記録については、利用者または家族等の文書による要請により、個人情報保護及び関連法規の観点を踏まえ情報を開示するものとします。
契約後、ケアプランの作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の手数料	解約料はいただきません

## 4. 利用料金

### (1)サービス利用料金 (契約書別紙「料金一覧表」参照)

基本的に居宅介護支援における利用者の負担金はありません。(10割保険給付)

(「料金一覧表」の居宅介護支援利用料は厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額となります。)

基本的に利用者の負担金は発生しませんが、活用されるサービス種類/内容により、数種の加算減算項目があります。

## (2)その他の費用の額

以下の額となります。

・コピー代 サービス実施記録等の複写物のご請求の場合に、1枚につき10円を負担していただきます。

・交通費

前記の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、職員がお尋ねするための交通費が必要であり、その詳細は下記のとおりです。

※原則として、公共交通機関による移動をさせていただきますが、地域によっては車での移動をさせていただく場合があります。

交通手段	距離	料金(消費税込)
公共交通機関利用の場合		実費相当
自動車利用の場合	4kmを超える 10 kmまで	250円
	15kmまで	375円
	20km	500円
	以上5kmごとに	125円

## 6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、関係機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

※6、7に関し 事前に、別途「緊急連絡票」へのご記入をお願いします。

救急対応時の重要な情報となりますので、「かかりつけ医」「入院可能病院名」その他について「緊急連絡票」へのご記入の協力をお願いします。緊急時の対応をご確認下さい。また連絡先の携帯電話番号等の変更は事業所へも連絡を確実にお願いします。

## 8. その他のご留意事項

(1)職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(2)身体拘束(抑制)排除及び虐待防止に関する次の取り組みを行います。

①身体拘束(抑制)排除及び虐待防止責任者を選定しています。

身体拘束(抑制)排除 /虐待防止に関する 責任者	ケアハートガーデン株式会社 鎌倉ケアハートガーデン 永山 朋宏
--------------------------------	------------------------------------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④介護職員に対して、身体拘束排除及び虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政及び関係機関に連絡します。

## 9. サービス内容に関する苦情

### (1) 事業所

当社の本サービスに関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。

担当	電話番号
永山 朋宏	0467-42-6731

(2) 当社以外に、市区町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

鎌倉市	介護保険課 介護保険担当 0467-23-3000
神奈川県 国民健康保険団体連合会	介護保険課 介護苦情相談係 045-329-3447 0570-022110(苦情専用)
藤沢市	介護保険課 0466-50-3527
横浜市栄区	高齢・障害支援課 045-894-8547
横浜市戸塚区	高齢・障害支援課 045-866-8452

指定居宅介護支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。本書を2通作成し、利用者および事業者が署名押印の上、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

(説明場所) \_\_\_\_\_

(事業者) 所在地 神奈川県鎌倉市植木624—3  
名 称 ケアハートガーデン株式会社 鎌倉ケアハートガーデン

説明者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援事業利用についての重要事項の説明を受け、利用その内容に同意し交付を受けました。

(利用者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(家族または代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印をし、それをもって契約開始となります)